

第2号様式(1)-③

(単体発注・事後審査型)

沖縄県土木建築部一般競争入札公告 ダ事第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

平成27年3月16日

沖縄県ダム事務所 津嘉山 国



1 業務概要

| | | |
|--------------------|---|---|
| (1) 業務名 | 儀間ダム堤体変位観測業務委託（試験湛水）（その3） | |
| (2) 履行場所 | 久米島町儀間ダム地内 | |
| (3) 業務内容 | 測量業務 (別冊図面及び別冊仕様書のとおり。) | |
| (4) 設計金額 | ¥ 46,710,000 - (税込み) | |
| (5) 履行期間 | 契約締結日の翌日から平成28年3月31日まで | |
| (6) 発注形態 | 単体発注 | |
| (7) 資格審査方法 | 事後審査型 ※本業務は、競争参加資格の審査を入札執行後に行う。 | |
| (8) その他適用のある法令、制度等 | <input checked="" type="radio"/> 準備手続き (予算成立前) | ※本手続きは、次年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。従って、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。または、入札を延期する場合がある。 |
| (9) 適用する労務単価 | <input checked="" type="radio"/> 平成27年2月労務単価 | ※本工事の予定価格は「平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価」を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。 |
| (10) 備考 | 本業務は、工期途中に試験湛水が完了した場合、定期観測頻度の減、ならびに、請負金額の変更を行う。 | |

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

| | | |
|-----------------|--|---|
| (1) 業種 | 測量業務 | (1) の業種において、(3)に表示する年度に沖縄県のコンサルタント等入札参加資格者名簿へ測量コンサルタントとして申請していること。 |
| (2) 参加資格者名簿登録年度 | 平成27・28年度 | なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。 |
| (3) | 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 | |
| (4) | 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。 | |
| (5) | 入札開始日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。 | |
| (6) | 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。 | |
| (7) 履行実績 | 対象期間 自 平成16年4月1日 至 平成27年3月31日 | 沖縄県内において、左記の期間内に国(※1)または地方公共団体(※2)が発注した下記の対象業務を元請けとして完了した実績を有すること。 ※1 「国」には、特殊法人、認可法人、独立行政法人を含む。 ※2 「地方公共団体」には、その外郭団体を含む。 |
| | 対象業務 | 測量業務 ※設計業務等に含む業務も対象とする。 |
| (8) 配置予定管理技術者 | 対象期間 自 平成16年4月1日 至 平成27年3月31日 | 沖縄県内において、左記の期間内に国(※1)または地方公共団体(※2)が発注した下記の資格を有すること。 ※1 「国」には、特殊法人、認可法人、独立行政法人を含む。 ※2 「地方公共団体」には、その外郭団体を含む。 |
| | 備考 | 沖縄県土木建築部制定「測量業務共通仕様書」（平成26年7月）による。 |
| (10) その他の条件 | 地域要件 (ア) 沖縄県内 (イ) 主たる営業所 | 左記の(ア)に示す地域内に、(イ)に示す事業所が存在すること。 |

3 入札手続等

| | | | | | |
|-----------------------|--|--|-------------------|--|--|
| (1) 手続き方法 | 本業務は、入札手続き（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象業務である。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続によることができる。 ※紙入札を希望する場合は、「沖縄県電子入札運用基準」に基づき所要の手続きを経ること。 | | | | |
| (2) 設計図書の配布 | 期 間 | 自 平成27年3月16日 ~ 至 平成27年4月2日 | | | |
| | 配 布 方 法 | 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロード https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNo=4700000 | | | |
| | 問い合わせ先 | 沖縄県土木建築部沖縄県ダム事務所 | 電話番号 098-869-8291 | | |
| (3) 入札期日等 | 電子入札システムによる場合 | 入 札 開 始 | 平成27年4月1日（水）9:00 | | |
| | | 入 札 締 切 | 平成27年4月2日（木）15:00 | | |
| | 持 参 に よ る 場 合 | 持 参 日 時 | 平成27年4月3日（金）9:50 | | |
| | | 持 参 場 所 | 沖縄県土木建築部 沖縄県ダム事務所 | | |
| | 入札の方法 | 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。 | | | |
| | 入札に関する注意事項（持参により提出する場合） | <p>(1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。</p> <p>(2) 入札書、委任状には、業務名及び業務を履行する場所をこの公告の記載に従い記入すること。</p> <p>(3) 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印では訂正できない。</p> <p>(4) 当該業務の紙入札方式移行申請書の写しを提出すること。</p> <p>(5) 入札書のくじ番号(任意の数字3桁)は、電子くじによる抽選を行う場合に使用するため、必ず記入すること。</p> | | | |
| | 委託費内訳書の提出 | <p>本業務は、すべての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した委託費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 業務費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、業務名、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。</p> <p>ただし、電子入札システムにより委託費内訳書を提出する場合には、代表者印の押印は不要である。</p> <p>(2) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された委託費内訳書について説明を求めることがある。</p> <p>(3) 電子入札システムにより委託費内訳書を提出する場合、添付するファイルの容量は3MB以内かつ1ファイルのみとし、最新のウイルス定義ファイルに更新したウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを行い添付すること。</p> | | | |
| (4) 入札の辞退等 | 紙入札申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合には、入札締切日の前までに入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。 | | | | |
| (5) 開札日時 | 平成27年4月3日（金）10:00 電子入札システムにより開札 | | | | |
| (6) 落札候補者の選定及び事後審査の実施 | <p>開札後、落札者の決定を保留したうえで、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「申請書等」という。）の提出を受けたうえで、競争参加資格の有無の確認のため事後審査を行う。</p> <p>なお、最低価格で入札をした者が2者以上いる場合は、電子入札システムの電子くじにより審査順位を定め、審査順位が1位の者を落札候補者とする。</p> <p>事後審査の結果、落札候補者が競争参加資格を満たしていないことを確認した場合は、次に低い価格を提示した者又は電子くじによる審査順位が次順位の者を落札候補者として事後審査を行う。適格者が確認できた時点で、落札候補者以外の者の審査は行わないものとする。</p> | | | | |

| | | | |
|--------------------|--|------|----|
| (7) 申請書等の提出 | 落札候補者及び発注機関が必要と認める者に対し、開札後、以下に示す日時までに申請書等の提出を求める。 発注機関から申請書等の提出を求められた者は、以下により提出すること。期限までに当該資料を提出しない者は競争参加資格がないものとする。 なお、当初申請書の提出を依頼した者以外の者の審査の必要が生じた場合、該当者への申請書等の提出期限は、別途通知する。 | | |
| 通 知 日 | 平成27年4月3日 (金) 17:00まで(予定) ※電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札へ移行した業者へは書面で通知する。 | | |
| 提 出 期 限 | 平成27年4月7日 (火) 17:00まで | | |
| 提 出 先 | 沖縄県那覇市旭町116番地37 沖縄県南部合同庁舎9階 沖縄県土木建築部沖縄県ダム事務所 098-869-8291 | 提出部数 | 1部 |
| 提 出 方 法 | 原則として、持参によるものとする。 | | |
| (8) 競争参加資格の確認 | 競争参加資格の確認は、開札後、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は以下の日までに電子入札システムにて通知する。なお、紙入札へ移行した業者へは書面にて通知する。 平成27年4月8日 (水) (予定) | | |
| (9) 落札者の決定方法 | 事後審査の結果、落札候補者が競争参加資格を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。また、その結果は全入札参加者に通知する。 | | |
| (10) 本入札に係る資料の取り扱い | ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 イ 契約担当者は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。 ウ 提出された申請書等は、返却しない。 エ 申請書等については、提出期限内に限り、修正、差し替え、追加、再提出（以下「修正等」という。）を認める。 オ 申請書等については、提出期限を過ぎた場合は受け付けない。 カ 申請書等の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、落札者となることはできない。 キ 申請書等及び追加資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。 | | |

4 入札保証金及び契約保証金

| | |
|-----------|--|
| (1) 入札保証金 | 契約保証金の率は、契約金額の100分の5以上とする。ただし、入札参加資格確認の結果、沖縄県財務規則第100条第2項第3号に該当すると認められる時は、免除する。 |
| (2) 契約保証金 | 契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、入札参加資格確認の結果、沖縄県財務規則第101条第2項第3号に該当すると認められる時は、免除する。 |

5 その他の事項

| | |
|-----------------|--|
| (1) 入札の無効 | 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 |
| (2) 支払条件 | 清算払いとする。 |
| (4) 契約締結の時期等 | (1) 本業務に係る契約は、落札者の決定後、7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。 (2) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。 |
| (5) 請負代金の変更等 | 本業務の契約締結後、本業務の請負代金額の変更協議をする場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する業務の予定価格の算定は、本業務の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連業務の設計額に乗じた額で行う。 |
| (6) 入札参加者等の遵守事項 | 入札参加者は、沖縄県土木建築部競争入札契約心得を熟読し、これを遵守すること。 |

6 本公告に関する質問及び回答

| | | |
|------------------------|--------|---|
| (1) 入札・契約手続き に関すること | 問い合わせ先 | 沖縄県那覇市旭町116番地37 沖縄県南部合同庁舎9階 沖縄県土木建築部沖縄県ダム事務所 098-869-8291 |
| (2) 上記(1)以外に 関すること | 質問提出書先 | 沖縄県那覇市旭町116番地37 沖縄県南部合同庁舎9階 沖縄県土木建築部 沖縄県ダム事務所 098-869-8291 |
| | 問い合わせ先 | 沖縄県那覇市旭町116番地37 沖縄県南部合同庁舎9階 沖縄県土木建築部 沖縄県ダム事務所 098-869-8291 |
| | 提出期間 | 平成27年3月16日（月）から 平成27年3月24日（火） ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで |
| | 提出方法 | 持参又はFAXにより提出すること。 (※なお、FAXにより提出する場合は、必ず、電話により到達確認を行うこと。) |
| | 回答方法 | 質問に対する回答書は、以下の期間において、上記の提出場所及び入札情報システムに掲載する。 【入札情報システムアドレス】 https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNo=4700000 |
| | 期間 | 回答日から 平成27年4月2日（木）まで ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで |

7 苦情申し立て

| | |
|--------------------------------------|---|
| (1) 競争参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合 | 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。 |
| | 提出期限 競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。 |
| | 提出先 沖縄県土木建築部沖縄県ダム事務所 |
| | 提出方法 書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやFAX）によるものは受け付けない。 |
| (2) 再苦情申し立て | 契約担当者からの上記(1)の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により契約担当者に対して再苦情の申立てを行なうことができる。当該再苦情申立てについては、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会が審議を行う。 ア 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間 受付窓口： 沖縄県土木建築部沖縄県ダム事務所 受付時間： 午前9時から午後5時まで イ 再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の配布場所 沖縄県土木建築部土木総務課 建設業指導契約班 電話 098-866-2384 |

8 電子入札に関する事項

電子入札に関する事項は、「沖縄県電子入札運用基準」によるとともに、以下の事項を参照すること。
なお、同基準は沖縄県電子入札ポータルサイトへ掲載している。

【沖縄県電子入札ポータルサイト】 <http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/>

| | | |
|---------------------------------|--|---|
| (1) システム稼働時間 | 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く毎日、午前8時から午後8時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、沖縄県電子入札ポータルサイトで公開する。 | |
| (2) 障害発生時及び システム操作 問い合わせ先 | システム操作・ 接続確認等 | <ul style="list-style-type: none">・電子調達コールセンター 電話番号:0570-011311・沖縄県電子入札ポータルサイト |
| | ICカードの不具 合発生時 | 取得しているICカードの認証機関 |
| (3) 紙入札での参加等 に関する手続き | 「沖縄県電子入札運用基準」へ紙入札方式参加申請書・紙入札方式移行申請書を掲載しているので、ダウンロードして入手し、原則、入札日の1週間前までに必要な手続きを経ること。 | |
| (4) 電子入札システム上 の通知等の確認 | <p>入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、次に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none">・落札保留通知書・入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書・競争入札参加資格要件不適格通知書・未審査通知書・日時変更通知書・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）・入札書受付票・入札締切通知書・再入札通知書・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）・落札者決定通知書・保留通知書・取止め通知書 | |